



国保だより

日南市役所 市民生活部 市民課 保険係（Tel 31-1126）

医療費が高額になりそうな時は「マイナ保険証」または「限度額適用認定証」をご利用ください

「マイナ保険証」を利用される方

【事前申請は不要です】

「マイナ保険証」を医療機関の窓口で提示し、「限度額情報の表示」に同意することで1か月分の支払いが限度額までになります。（オンライン資格確認に対応していない医療機関では利用できません）

「限度額適用認定証」を利用される方

【事前に交付申請が必要です】

「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することで1か月分の支払いが限度額までになります。

○ 70歳未満の方

（注）国民健康保険税の滞納がある場合には交付できません。

ただし、市民税非課税世帯の方は、食事代のみが安くなる「標準負担減額認定証」の交付ができます。

○ 70歳以上75歳未満の方

- ・現役並所得Ⅰ・Ⅱ（課税所得145万円～690万円以下）の方
- ・市民税非課税世帯（世帯主と国保加入者）の方



◎「限度額適用認定証」の申請・更新

- 市民課保険係、北郷町及び南郷町地域振興センターで手続きができます。
- 利用される方の「マイナンバーカード」、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお持ちください。
- 認定証は申請した月の初日から適用になります。（新規国保加入の方は、加入日より適用）
- 既に認定証をお持ちで、引き続き使用される方は、有効期限が7月末までとなっているため、8月中に申請・更新の手続きをしてください。
- 市民税非課税世帯の方には、食事代が安くなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

医療費の自己負担限度額（月額）

■70歳未満

所得区分	国保税課税所得	自己負担限度額	
		高額該当 3回目まで	高額該当 4回目以降 ※1
上位 所得者	901万円超	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1 %	140,100円
	600万円超 ～ 901万円	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1 %	93,000円
一般	210万円超 ～ 600万円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1 %	44,400円
	210万円 以下	57,600円	44,400円
市民税 非課税世帯		35,400円	24,600円

■70歳以上75歳未満

(H30.8.1より)

所得区分	市県民税課税所得	自己負担限度額	
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並Ⅲ	690万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1 % <多数回 140,100円 ※1>	
現役並Ⅱ	380万円～ 690万円未満	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1 % <多数回 93,000円 ※1>	
現役並Ⅰ	145万円～ 380万円未満	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1 % <多数回 44,400円 ※1>	
一般	145万円未満	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 <多数回 44,400円 ※1>
低所得Ⅱ ※2	市民税 非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ※3			15,000円

※1 当該月を含めた直近12か月間で、同一世帯での高額該当が4回目以降の限度額
※2 市民税非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の方
※3 市民税非課税世帯で、世帯員の各所得が0円の世帯に属する方

入院したときの食事代（１食あたり）

(R7.4.1より)

区 分	食事代
下記の区分以外の人	510円 ※1
市民税非課税世帯（70歳未満）	240円 ※2
低所得Ⅱ（70歳以上75歳未満）	
低所得Ⅰ（70歳以上75歳未満）	110円

※1 指定難病患者等は300円

※2 入院日数が直近12か月で91日以上になった場合、申請の翌月から「190円」に減額されます。

※市民税非課税世帯でも「マイナ保険証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示しない場合は、510円で計算されますのでご注意ください。

高額療養費

1か月の医療費の支払いが自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた金額を「高額療養費」として払い戻します。

■支給までの流れ

- ① 診療月の2か月後以降を目処に、高額療養費に該当となった場合は市民課保険係から世帯主宛にハガキを送ります。
- ② 市民課や地域振興センターで申請の手続きをお願いします。
- ③ 申請の約1か月後に、世帯主の口座に振り込みます。

※ 診療月の翌月から2年を経過すると申請ができません。

■対象となる負担額の計算について

- ① 暦月ごとの計算
- ② 医療機関ごとの計算
- ③ 同じ医療機関でも内科と歯科は別計算
- ④ 同じ医療機関でも入院と外来は別計算
- ⑤ 70歳未満の人は、1件あたり21,000円以上の一部負担金のみが対象（院外処方の調剤は、処方した医療機関の外来と合算）
- ⑥ 入院時の食事代や差額ベッド代など保険診療外のものは対象外



上手に使って健康維持！

保養所利用者証	
利用できる施設	丸新荘 ホテル日南北郷リゾート 天然温泉ひなたの宿 日南宮崎 サンチェリーきたごう
補助額	中学生以上 150円 小学生以下 100円
利用回数※	60回以内（年間）

はり・きゅう・マッサージ利用者証	
利用できる治療院	市の指定を受けた治療院
補助額	1,000円 （1回の施術につき）
利用回数(※)	60回以内（年間）

※ 11月以降の申請分は、毎月10回ずつ減らした回数までとなります。

○ 申請手続きの際は、利用される方の「マイナンバーカード」、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を必ずお持ちください。

○ 有効期限は原則3月31日です。（75歳になる方は誕生日の前日までです。）

○ 申請場所 市民課保険係、北郷町及び南郷町地域振興センター、各支所・出張所

※ 国保税に滞納がある方は利用できません。



交通事故などにあつたときは

交通事故などの第三者（加害者）の行為により国保を使って病院受診をされた場合、「第三者行為による傷病届」を提出いただく必要があります。

第三者行為が原因の医療費は、加害者が全額負担することが原則です。

国保は一時的に立て替えを行い、加害者に請求しますので、示談前に必ず届け出てください。



国民健康保険加入者の方の負担を抑えるためにも

- ① 忘れずに国民健康保険税を納めましょう。
- ② 年に一度の特定健診を受診し、生活習慣病の発症および重症化を防ぎましょう。
- ③ 同じ病気で複数の医療機関を受診することは、重複する投薬により、体に悪影響を与える心配もありますので、かかりつけの医師・薬剤師に相談してみましょう。
- ④ ジェネリック医薬品の利用をかかりつけの医師・薬剤師に相談しましょう。
- ⑤ 救急医療電話相談をご利用ください。（Tel 0987-31-1111）